



報告事項

- (1) ストーカー被害者、DV被害者に対する県の支援施策について
- (2) 緊急シンポジウム実施結果の概要について

令和7（2025）年6月12日
福祉子どもみらい局共生推進本部室

ともに生きる 翔子



支援対象者

困難な問題を抱える女性（根拠法：女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律））



売春



人身取引



ストーカー



生活困窮



性被害



DV被害
（女性被害者）



困難な問題
を抱える女性

DV被害者（根拠法：DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律））

※被害者のセクシャリティは問わない



DV被害
（女性被害者）



DV被害
（男性被害者）

- ・ 身体的暴力
- ・ 精神的暴力
- ・ 経済的暴力
- ・ 性的暴力
- ・ 社会的暴力

等

女性支援・DV被害者支援の主な支援機関

県の女性支援やDV被害者支援は、現在、女性支援法及びDV防止法に基づき、

①女性相談支援員、②女性相談支援センター、③女性自立支援施設、④配偶者暴力相談支援センターが中心となり実施

支援の中心となる主な機関

1 女性相談支援員



約140名体制

相談に応じ、本人に必要な適切な情報提供、関係機関との調整を担う

2 女性相談支援センター



1か所

一時保護を行う県内唯一の女性相談支援センター
(住所等非公開) ※公設公営

3 女性自立支援施設



1か所

自立支援を行う県内唯一の女性自立支援施設
(住所等非公開) ※公設民営

4 配偶者暴力相談支援センター



5か所

(うち3か所は政令市が設置)

DV被害者に**相談、助言、情報提供**を行う

DV法に基づく**一時保護**を実施

(女性相談支援センターが同センターの一時保護機能を兼ねる)

女性支援・DV被害者支援の対象

一時保護対象

※女性支援法施行規則第1条

次の1～7の場合で、保護することが必要と認められる場合に対象となる。

- 1 配偶者からの暴力（DV）
- 2 同居する者であつて配偶者以外の者からの暴力
- 3 ストーカーによるつきまとい又は位置情報無承諾取得等
- 4 人身取引等により他人の支配下に置かれていた者
- 5 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与える恐れがある場合
- 6 心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐための場合
- 7 その他一時保護を行わなければ、その者の生命又は心身の安全が確保されない場合

- ・ ストーカー被害の状況

- ・ D V 被害の状況

- ・ 県の支援施策

ストーカー行為とは…

つきまとい等

①つきまとい、
押しかけ、見張り、
うろつき



②監視してい
ると告げる



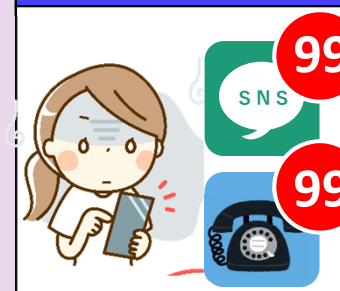
③面会、交際
の要求



④著しく粗野又
は乱暴な言動



⑤無言電話や、拒否
しているのに、電話、
メールを連続



位置情報
無承諾取得等

無断でGPSを
取付け・位置取得



⑥汚物等の送付



⑦名誉を害する
事項を告げる



⑧性的羞恥心を害
する事項を告げる



特定の人に対しての好意やそれが
満たされなかったことによる怨恨
感情を満たすことを目的に、**これ
らの行為を繰り返して行うことを**
「**ストーカー行為**」という

※神奈川県警HPを基に県作成

ストーカー行為者 に対する罰則

1年以下の拘禁又は100万円以下の罰金

禁止命令違反者 に対する罰則

ストーカー
行為

2年以下の拘
禁又は200万
円以下の罰金

ストーカー
行為以外

6カ月以下の
拘禁又は50万
円以下の罰金

※援助にあたっては、関係行政機関との連携を図る

援助の
申出

①被害防止のための
アドバイス

⑤交渉の場として
警察施設を利用

②行為者との交渉を
円滑にするための
アドバイス等

⑥ブザー等の防犯
グッズの紹介・貸出

③行為者の氏名・住
所・連絡先等を教示

⑦警告、禁止命令の
有効期限の提示

④民間支援団体の
紹介

⑧パトロール強化等
の警戒措置

警告の
実施



警告の
申出

※職権も可

通常
の場合
緊急の
場合

聴聞

禁止命令
の実施
(1年間)

意見
聴取



捜査・
検挙

被害届の
提出

ストーカー
行為

つきまとい等、
位置情報無承諾取得等

警察に相談



ストーカー被害の概況（令和6年）

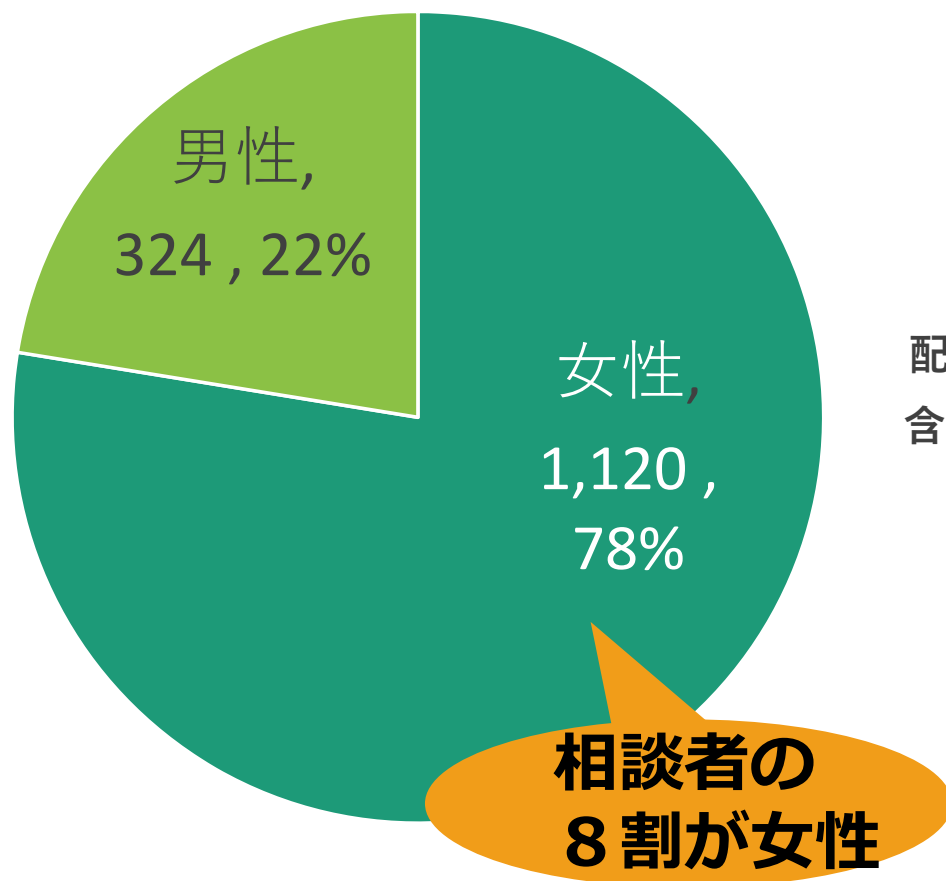
	相談件数		警告		禁止命令		検挙件数		禁止命令違反		DV相談件数	
	R 6	R 5	R 6	R 5	R 6	R 5	R 6	R 5	R 6	R 5	R 6	R 5
全国	19,567	19,843	1,479	1,534	2,415	1,963	1,341	1,081	233	120	94,937	88,619
神奈川県警察	996	858	9		73		16				15,240	9,768

ストーカー被害の概況（令和6年）

警察庁HPを参考に県作成

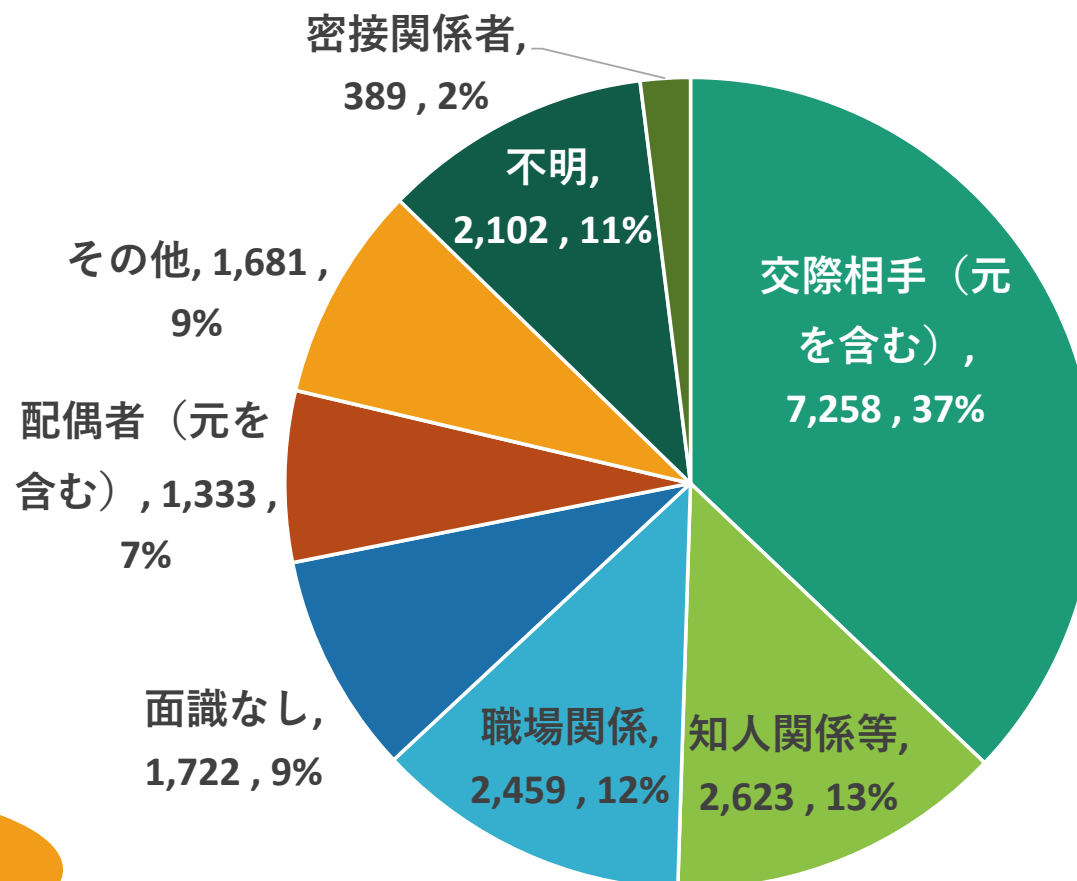
■ 相談者の性別

n=19,567



■ 相談者と行為者の関係

n=19,567

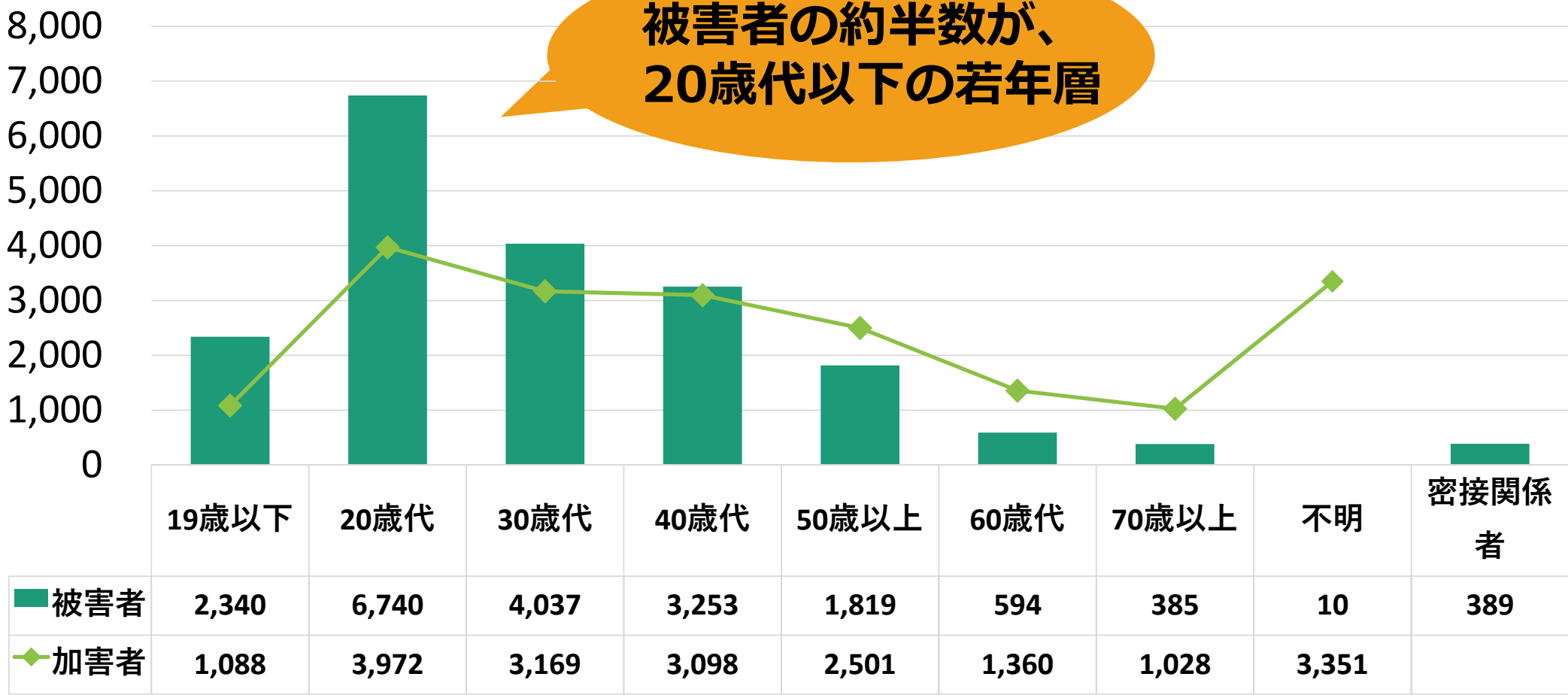


ストーカー被害の概況（令和6年）

警察庁HPを参考に県作成

■被害者と加害者の年齢別

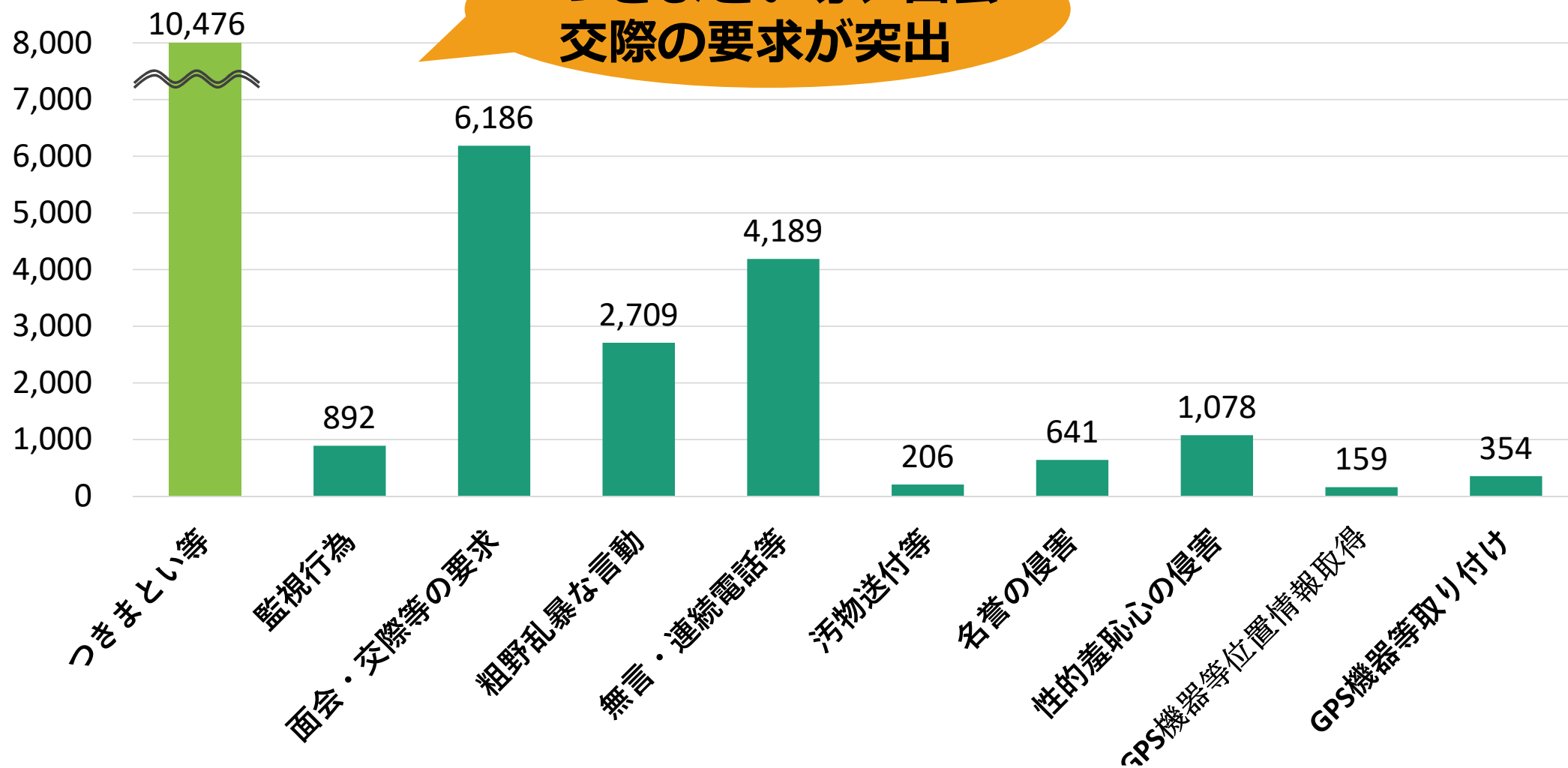
n=19,567



ストーカー被害の概況（令和6年）

警察庁HPを参考に県作成

■ 行為形態別



ストーカー被害の概況（令和6年）

警察庁HPを参考に県作成

n=19,843

■ 動機



- ・ ストーカー被害の状況

- ・ D V 被害の状況

- ・ 県の支援施策

D V（ドメスティック・バイオレンス）とは



身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、**直接何らかの有形力を行使する暴力**。
傷害罪や暴行罪に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になる



精神的暴力

心無い言動等により、**相手の心を傷つける暴力**。
PTSDに至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、傷害罪として処罰されることもある。



性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといった**性に関する暴力**。夫婦間であっても、刑法第177条の不同意性交等罪に当たる場合がある。

D V（ドメスティック・バイオレンス）とは



経済的暴力

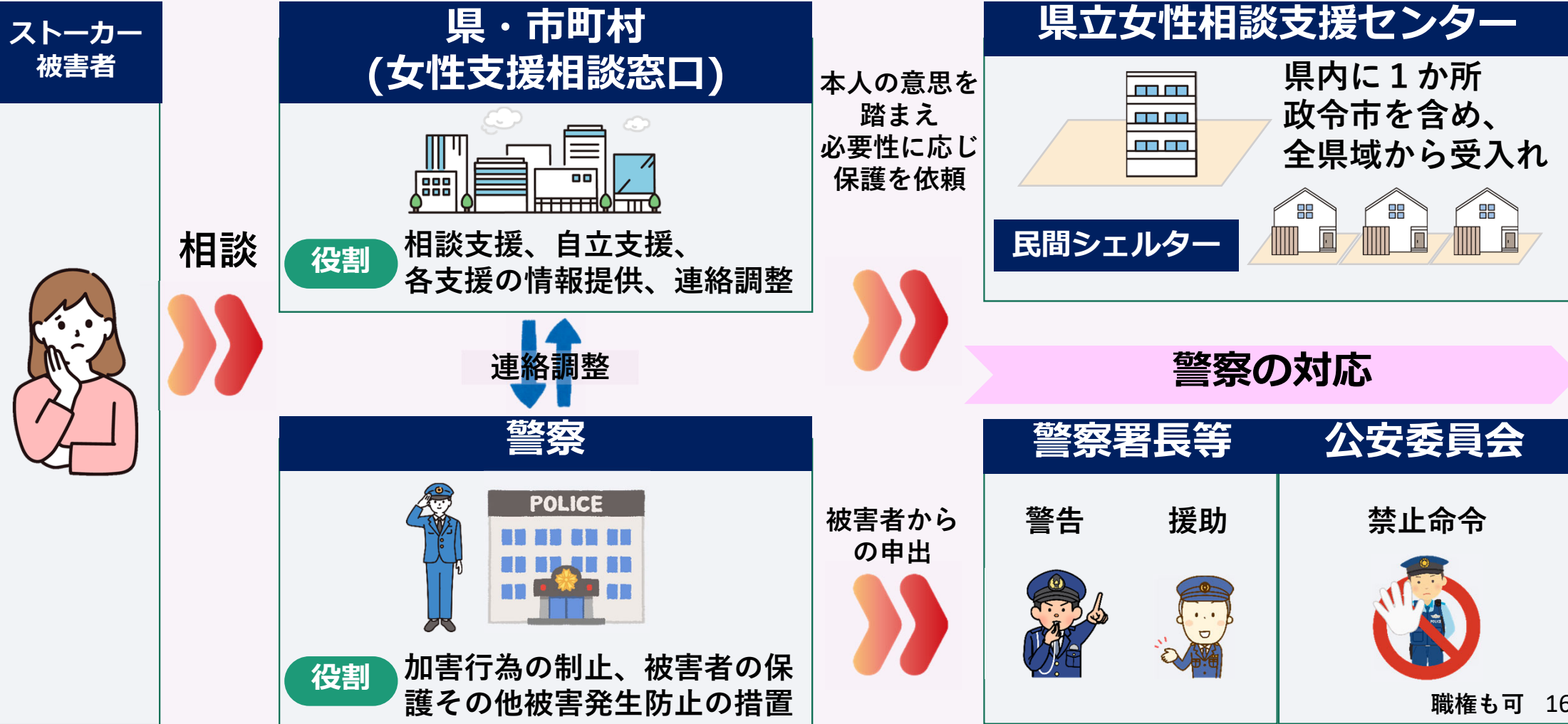
生活費を渡さない、家計の使い方を細かく追及する、外で働き収入を得ることを妨げるなど、**経済的に圧迫する暴力**。

社会的暴力

交友関係を厳しく監視・制限する、外出や親族・友人との付き合いを制限するなど、**社会的な行動を制限する暴力**。

- ・ ストーカー被害の状況
- ・ D V 被害の状況
- ・ 県の支援施策

県のストーカー被害者の相談支援の流れ



県のDV被害者の相談支援の流れ

DV被害者



相談



相談

県・市町村
(配暴センター、DV相談窓口)



役割

相談支援、自立支援、
各支援の情報提供、連絡調整

連絡調整

警察



役割

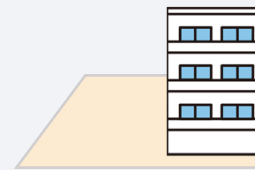
暴力の制止、被害者の保護そ
その他被害発生防止の措置

本人の意思を
踏まえ
必要性に応じ
保護を依頼



一時保護

県立女性相談支援センター



県内に1か所
政令市を含め、
全県域から受入れ

民間シェルター



手続きの
サポート



裁判所の対応

警察の対応

警察署長等

援助



接近禁止命令

退去命令



被害者から
の申出



「一時保護」とは… 安心・安全な場所で被害者を一時的（2週間程度）に保護すること



着の身着のままでの利用可

≫ 保護中の衣食住に係る本人負担なし



休日、夜間問わず利用（入所）可

≫ 24時間、365日、職員が常駐し対応



同伴児者も利用可

≫ 同伴児童には、保育・学習支援を実施



相手から追われる心配や、暴力を受ける心配のない、心身ともに安心・安全な生活環境を提供

≫ 新たな生活に向けて、まずは心と体の回復を…



安全を確保するため、外部との連絡に制約あり

≫ スマホの使用不可、通勤・通学を含めた外出不可

県における対応件数

■ 県内の配偶者暴力相談支援センター（政令市含む）が受け付けた相談件数

	ストーカー	D V※
令和 4 年度	1 7	5,8 6 3
令和 5 年度	1 3	6,1 2 0
令和 6 年度	2 2	5,6 3 4

■ 一時保護件数

※本人からの相談のみ

	ストーカー※／全保護件数	D V※／全保護件数
令和 4 年度	1 ／ 2 0 4	1 4 3 ／ 2 0 4 （70.1%）
令和 5 年度	1 ／ 2 7 3	1 7 9 ／ 2 7 3 （65.6%）
令和 6 年度	2 ／ 2 4 8	1 4 8 ／ 2 4 8 （59.7%）

※ D V、ストーカーいずれも含む場合は、D Vとしてカウント

ストーカー・DV被害者・加害者に対する対応

	警察	裁判所/弁護士	行政	民間支援団体
被害者 対応	・ 援助 ・ 相談	・ 弁護士による法律相談	・ 相談 ・ 一時保護 ・ 自立支援 (周知・啓発)	・ 相談 ・ 一時保護 ・ 自立支援 (周知・啓発)
加害者 対応	・ 警告、禁止命令（ストーカーのみ） ・ 検挙	・ 接近禁止命令、退去命令（DVのみ）	・ DV加害者プログラムへの補助 ・ DV相談	・ DV加害者プログラムの実施

ストーカー被害とDV被害の共通課題

■ 外部からの発見が困難な家庭内、当事者間において行われる

⇒潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向

⇒このため、周囲も気付かないうちに行為がエスカレートしやすい

■ 本人の意思にゆらぎ（自分も悪かった等加害者に対する同情の気持ち）

⇒恋愛感情等のもつれに起因するトラブル

■ 周囲からの通報義務や仕組みがなく、周囲の関わり方が難しい

■ 加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多い

■ 事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある



被害者本人の意思の尊重と安全確保のバランスが難しい…

緊急シンポジウムの開催概要（速報）

日時 令和7年6月6日（金曜日）18時30分から20時まで

内容 ストーカーやDV被害者への支援について現状と課題、課題解決に向けた方策などについて、県民の皆さんとともに考える

登壇者 黒岩 祐治 知事
野口 杏子 氏（弁護士）
菊池 操 氏（公益社団法人アマヤドリ 代表理事）
大石 雅之 氏（大石クリニック院長）
吉川 祐二 氏（元・警視庁 刑事）

参加者 137名（会場参加者）、128名（YouTube参加者）

緊急シンポジウムの開催概要（速報）

相談／被害者の思いについて

相談者が最初にひっかかるのは、**どこに相談したらいいか、何を言ったらいいかでためらう。**

どの窓口相談すれば、どんなことをしてもらえるのか、知ることが必要。義務教育で取り上げたり、デパートのトイレなどでの周知もよいのではないかな。

相談は勇気がいること。自分でも言いたくない話なので、思い出しながら傷ついている。**相談してくれたことへの勇気に敬意**を払って、支援する側、される側だけでなく、一人ひとりを大切にすることが大切。

ストーカー事案は警察に相談するのが一番。**被害に遭った方は、心身ともに疲れている。自分の本当の考えも出てこない。そこで弁護士や支援者、その方に相談して、一緒に警察に相談に行く。**ほかの人にも相談しながら、警察に相談へいくのが大事。

警察への相談は、「証拠がないと動けない」という回答をされることがあると聞く。**警察への伝え方について、法律家の助言などを受けるのは有効。**

緊急シンポジウムの開催概要（速報）

加害者について

加害者は自分がストーカーをしてると自覚がないことが多い。男女のもつれでかっとなるタイプは、本人も大きな事件をするつもりがないが、条件がそろったときに事件となってしまう。

DVやストーカーはけんかや揉め事ではなく、支配の構造によるもの。対等な関係性ではなく、どちらか一方の支配構造になっていて、それが被害という形になる。

緊急シンポジウムの開催概要（速報）

連携について

支援機関や専門家が、相談者の課題を全部解決することは、難しいことも多々ある。

1機関1団体でやろうというのではなく、適切な専門機関だったり、行政の別の窓口、医療機関、弁護士など、確実に1つではなく、複数つながっている先が必要。

相談先の紹介だけでは、見放されてしまった、たらい回しされた、と特に若年層では感じることがある。また辛かった話を何度もするのは、被害者にはとても負担。**支援の連携の狭間をなくして、情報を本人の承諾のもと共有すること。何度も何度も同じ辛かった話をしなくて済むように、支援する側が手を組んで連携すべきだ**と感じている。

警察をどう動かすか考えることも必要。警察だけでなく支援者、弁護士等にも相談をすること。そしてタイアップすること。これも大きな連携になる。

誰か1人や1つの機関が責任を負うのではなく、社会全体で支援の仕組みをつくること。それくらい1つの命に尊いものがあって、支えないといけない

捜査権は警察と検察にしかない。**ストーカー事案は警察が中心となって、各機関と連携を組んで行うことがよい。**

緊急シンポジウムの開催概要（速報）

支援等について

一時保護は良い制度ではあるが、これは被害者の方が逃げる方法についてのこと。加害者は元の生活を送りつつ、被害者は従前の生活を断ち切り、新しい生活に入る。それが一番いい方法と思えないことがある。

今、携帯電話も何もなく、それで元の生活で関わっていた人とも連絡が取れなくなってしまうのは非常に勇気が要ること。もう少し、いろんな段階の保護の方法があればと思う。

女性相談支援員は非常に熱心だが、業務に忙しく人手が足りていないのではと感ずることがあるので、体制の拡充が必要ではないか。

総括（知事より）

ストーカー被害にあっていらっしゃる方が、まずは警察に相談するのが一番早いかとも思うが、ハードルが高い人には県にも窓口がある。どこに相談をしても、それがつながるようなワンストップの仕組みが必要だ。同じつらいことを何度も言わなくてはいけないとか、どこかに行っても冷たくあしらわれることがないように、神奈川県の中でモデルをつくりたい。

緊急シンポジウムの開催概要（速報）

アンケート結果

回収数：84件

アマヤドリの菊池さんのお話が印象的でした。「勇気を持って相談してくれた方に敬意を」という言葉は相談支援に携わる方が心にきざむべきと思いました。

ストーカー等に関し、警察は求められる事をしっかりとやるのはもちろんだが、警察のみならず、機関同士の連携を図るのが大切だと感じた。

多くの方が県の相談窓口を知らない現状を踏まえ、相談機関の周知が必要だと感じた。

女性相談支援員を増やし、幅広い相談に対応する、女性相談支援員の労働条件を向上させることが必要。

相談窓口の認知度向上も必要だが、相談窓口をたずねる心理的ハードルの低さも重要ではと思う。

犯罪の種類等を周知する、学校等で教える事も重要かと思う。また、相談窓口の場所も合せて周知する必要があると思う。被害の状況を記録する方法・手段も周知してほしい。